

第37回守口市子ども・子育て会議

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|------|--------|------|-----------|-------|----------------|-------|--------|-------|---------------|-------|----------|-------|
| 開催日時 | 令和4年10月24日（月）午前10時00分～午前11時51分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催場所 | 守口市役所 1階 市民会議室104（ウェブ会議） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 案 件 | <p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">① 「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」(素案)について</p> <p>(3) 閉会</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席者 | <p>○出席委員（12名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">木下 隆志</td> </tr> <tr> <td>柏木 智子</td> <td>森 滝子</td> </tr> <tr> <td>横山 美香</td> <td>光吉 鈴代</td> </tr> <tr> <td>森園 泰子</td> <td>邨橋 雅廣</td> </tr> <tr> <td>津嶋 恭太</td> <td>梅景 久美</td> </tr> <tr> <td>西村 幾子</td> <td>永倉 あかり</td> </tr> </table> <p>○事務局（7名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども部長</td> <td style="width: 50%;">尾崎 剛</td> </tr> <tr> <td>こども部次長</td> <td>平田 誠</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課長</td> <td>大下 浩二</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター長</td> <td>岡田 晴美</td> </tr> <tr> <td>生活福祉課長</td> <td>湯川 正和</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長代理</td> <td>内橋 真吾</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課</td> <td>大畑 朝丈</td> </tr> </table> | 久保田 健一郎 | 木下 隆志 | 柏木 智子 | 森 滝子 | 横山 美香 | 光吉 鈴代 | 森園 泰子 | 邨橋 雅廣 | 津嶋 恭太 | 梅景 久美 | 西村 幾子 | 永倉 あかり | こども部長 | 尾崎 剛 | こども部次長 | 平田 誠 | 子育て支援政策課長 | 大下 浩二 | 子育て世代包括支援センター長 | 岡田 晴美 | 生活福祉課長 | 湯川 正和 | 子育て支援政策課 課長代理 | 内橋 真吾 | 子育て支援政策課 | 大畑 朝丈 |
| 久保田 健一郎 | 木下 隆志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 柏木 智子 | 森 滝子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横山 美香 | 光吉 鈴代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森園 泰子 | 邨橋 雅廣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津嶋 恭太 | 梅景 久美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西村 幾子 | 永倉 あかり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こども部長 | 尾崎 剛 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こども部次長 | 平田 誠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援政策課長 | 大下 浩二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て世代包括支援センター長 | 岡田 晴美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活福祉課長 | 湯川 正和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援政策課 課長代理 | 内橋 真吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援政策課 | 大畑 朝丈 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○会長 それでは皆さんがそろったということで、第 37 回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。今回も前回までと同様にウェブの開催になります。それではまず、本日の出席委員数について事務局に報告を求めます。

○事務局 本日の出席委員は、定数 14 名中 12 名でございます。なお、澤谷委員と寺岡委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○会長 了解しました。では、事務局から報告がありましたように、守口市子ども・子育て会議設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、前回会議と同様に本日もマイクテストを兼ねまして、出席いただいている委員の皆さんに一言ずつお願いしたいと思います。私からお名前を順番にお呼びしますので、「挙手カード」がありましたら「挙手カード」を画面に掲げていただき、一言ずつお願いします。

では、木下委員、お願いします。

○木下委員 木下です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。柏木委員、お願いします。

○柏木委員 柏木です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。森委員、お願いします。

○森委員 森です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。光吉委員、お願いします。

○光吉委員 光吉です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。では森園委員、お願いします。

○森園委員 森園です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。邨橋委員、お願いします。

○邨橋委員 邨橋です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。津嶋委員、お願いします。

○津嶋委員 津嶋です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。梅景委員、お願いします。

○梅景委員 梅景です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。西村委員、お願いします。

○西村委員 西村です。よろしくお願いします。

○会長 よろしく申し上げます。永倉委員、お願いします。

○永倉委員 永倉です。よろしくお願いいたします。

○会長 よろしく申し上げます。

では次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、配付資料について御説明いたします。まず資料 1 第 37 回守口市子ども・子育て会議次第、次に資料 2 「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」(素案)、参考資料といたしまして、守口市子ども・子育て会議のウェブ会議開催について、守口市子ども・子育て会議のウェブ会議開始に伴う注意事項について、音符カード・挙手カード、質疑受付票、最後に子どもの貧困対策に関する大綱のポイントとなっております。説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、各自資料の確認をお願いいたします。不足などございましたら、挙手カードを画面上にお示しください。

(不足なし)

大丈夫そうですね。

それでは、早速本日の議題に入らせていただきます。本日の議題は、「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」(素案)についてです。

第35回の会議では、事務局から「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」の策定に係る子どもの生活状況調査の内容などについて報告を受け、委員の皆様にご意見をいただきました。本日の会議では、事前に事務局から当該計画の(素案)が示されておりますので、この内容についてまずは事務局から説明を受け、質疑を経て議論・検討を進めればと思います。

なお、次回の第38回会議では、これまで議論・検討してきた子育て支援事業計画の中間見直しの答申と併せて、本日の貧困対策推進計画に係る答申も取りまとめることとなります。

本日は委員の皆様御意見・お考えを、可能な限りこの会議の場に出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきます。「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、事務局より「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」(素案)についての御説明をさせていただきます。資料の2を御覧ください。第35回の会議でお示ししました、令和4年度生活状況調査の実施結果を基に、「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画」の(素案)を作成しました。

それでは、順番に内容を説明させていただきます。

ページをおめくりいただき、目次の次、1ページを御覧ください。1ページですが、こちらは計画策定の趣旨の記載をしております。趣旨の部分ですので、順番に前から読ませていただきます。都市化や核家族化の進行、地縁的つながりの希薄化など家族を取り巻く様々な社会環境の変化に加え、景気の低迷等が要因となり、経済的困窮に直面している家庭が地域社会において孤立していることが多くあります。そうした家庭の子どもたちの中には、自己肯定感や自尊感情が十分に育たず、基本的な生活・学習習慣に課題が見られ、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもあります。さらに、その子どもたちが将来、経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が課題となっております。国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じるため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同法を踏まえ、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を尊重し、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されました。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定を努力義務と課しています。さらに、同法により子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方のもと、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。これにより、地方自治体は子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、子

どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消を喫緊の課題として、さらに強力に取り組んでいくことが必要となりました。

大阪府では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、令和2年3月に令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども総合計画後期事業計画に包含）」を策定しました。同計画では、市町村や関係部局と連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進しています。

2ページに参りまして、本市においては、これまでも教育・福祉などの各分野において経済的困窮等により課題を有する家庭に対して様々な支援を行ってきましたが、改めて現状を分析し、必要な支援メニューを体系化し、今後の方針を明確にするために、各種法律や大綱、社会動向を踏まえつつ、子どもの貧困対策を包括的に推進することを目的として、守口市子どもの貧困対策推進計画を第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定をいたします。こちらが計画の趣旨でございます。

続きまして、計画の位置づけ、2番の部分を御覧ください。本計画は、「子どもの貧困対策に関する法律」第9条の規定に基づく、子どもの貧困対策推進計画であり、「第6次守口市総合基本計画」をはじめ、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくことといたします。

次に3ページをお願いいたします。先ほど御説明しましたとおり、本計画は第二期子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」して策定しているものであり、計画期間も令和6年度までの2年間とし、終期を合わせております。次期計画は貧困計画を支援事業計画の中に盛り込む形で策定していく予定です。

では4ページに参ります。ここからは第2章として、守口市の現状及び課題の記載をしております。前半の4ページから9ページにかけては、統計データから見た現状、後半、10ページから33ページにかけては、8月に実施いたしました子どもの生活状況調査のアンケート結果を集計・分析し、本市が抱えている課題等を取りまとめております。

では、分析等の項目も多くなっておりますので、幾つかピックアップした上で説明をさせていただきます。まず5ページ、②年少人口割合の推移でございます。年少人口割合の推移を見ると、減少傾向にあり、令和2年で10.8%となっており、全国、大阪府と比べて低い割合で推移をしています。

次に、6ページ及び7ページでございますが、ひとり親世帯の割合の推移や児童扶養手当受給者数、就学援助認定者数の推移の掲載をしております。

8ページに参りまして、生活保護制度で教育扶助を受けている子どもの数の推移を見ると、年々減少しており、令和3年度で265人となっております。

8ページの下部に参りまして、要保護児童の推移を見ると、年々増加傾向にあり、令和3年で442人となっております。

それでは、10ページに参ります。ここからは今年の8月に市内在住の小学5年生の全児童及び中学2年生の全生徒、並びにその保護者にアンケートを実施しました。子どもの生活状況調査の結果等から見た本市の子どもの現状について御説明させていただきます。アンケート調査は、郵送により配付、回収を行い、回収率は小学生と中学生それぞれ40%前後となっております。

11ページに参ります。次の12ページから今回の調査結果を記載しておりますが、それぞれの項目において、生活困窮層と非生活困窮層の実態をそれぞれ把握するため、別々に集計しております。ここでは、本調査における生活困窮層の考え方について御説明をいたします。上から4行目、OECDでは、「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない」割合を相対的貧困率と定義されており、本調査では子ども

の貧困の状況を把握するために相対的貧困率を用います。資料の真ん中の表の部分でございますが、アンケート結果では、アンケートの回収762件に対し、相対的貧困層が71件となっており、相対的貧困率が9.3%となっております。

次のページからの調査結果では、この71件を生活困窮層として分類し、分析をしております。

では12ページに参ります。まず、学校の授業以外の1日当たりの勉強時間ですが、小学生及び中学生ともに、生活困窮層別で見ると非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「全くしない」、「30分より少ない」の割合が高くなっております。

13ページに参ります。学校の授業の理解度につきましては、小学生では非生活困窮層に比べ、生活困窮層は「教科によっては分からないことがある」、「ほとんど分からないことが多い」、「ほとんど分からない」の割合が高くなっております。

次に、資料のページで申し上げますと13ページ、学校の授業の理解度、ここから再開させていただきます。学校の授業の理解度につきましては、小学生では非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「教科によっては分からないことがある」、「ほとんど分からない」の割合が高くなっております。中学生でも非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「分からないことが多い」、「ほとんど分からない」の割合が高くなっております。いずれも非生活困窮層のほうが「いつも分かる」、「大体分かる」の割合が高くなっております。

15ページをお願いします。④将来の進学希望でございますけれども、小中学生ともに生活困窮層は回答が分かれている一方で、非生活困窮層は中学・高校・大学の割合が最も高くなっております。

16ページをお願いいたします。16ページ、17ページ、こちらは自分自身のことについてのアンケート結果になります。小中学生ともに生活困窮層で「落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんだりすることがよくある」、「新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい」、「ほかの子どもからいじめられたりからかわれたりする」といった項目に当てはまるといった割合が高くなっております。

では18ページに参ります。次に、(3)居場所や日頃の生活についての学校以外の居場所について御説明いたします。生活困窮層と非生活困窮層、どちらも平日の夜や休日を過ごすことができる場所を利用したことがあるという割合が低くなっております。

19ページに参りまして、夕御飯を無料か安く食べることができる場所、こちらを「利用したことがある」、または「利用したいと思う」の回答を合わせた割合が、生活困窮層、非生活困窮層いずれも40%以上を占めております。

続きまして20ページをお願いいたします。勉強を無料で見てくれる場所ですが、小学生では非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「あれば利用したいと思う」の割合が高くなっております。中学生では「利用したことがある」と「あれば利用したいと思う」、こちらを合わせた割合が、生活困窮層と非生活困窮層、どちらも40%以上を占めております。

次に22ページをお願いいたします。学校以外での居場所を利用したことがあることでの変化につきまして、小学生においては生活困窮層で「友達が増えた」、「生活の中で楽しみなことが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」という割合が高くなっており、中学生においても生活困窮層で「生活の中で楽しみなことが増えた」という割合が高くなっております。

23ページに参りまして、朝食の摂取状況でございますが、小中学生ともに生活困窮層では、「毎日食べない」割合、特に週1から2日、ほとんど食べない」という割合が高くなっております。

25ページに参りまして、こちらからは保護者等の生活状況に関する調査結果になります。まず、就労状況ですが、特に父親については小・中学生ともに非生活困窮層に比べ、生活困窮層は「正社員・正規職員・会社役員」という割合が低くなっております。

次に27ページから29ページにかけてでございますが、こちらは暮らしの状況や衣食住についての項目となります。小・中学生ともに生活困窮層においては、暮らしの状況が「苦しい」、「大変苦しい」という割合が高くなっており、食料や衣服が買えない状況についても生活困窮層においては、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」という割合が高くなっております。

ページをおめくりいただきまして30ページをお願いいたします。30ページは養育費の状況でございますが、「取決めをしておらず、受け取っていない」という割合が小学生の生活困窮層で38.5%、非生活困窮層で60.9%、中学生の生活困窮層で41.7%、非生活困窮層で47.6%となっております。

最後に31ページをお願いいたします。こちらは子どもが家庭の世話をしている状況でございます。小・中学生ともに、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「家族の世話をしている」という割合が高くなっております。

次に32ページをお願いいたします。こちらはアンケート調査等を踏まえた本市の現状と課題について後ほど御説明いたします。国の大綱に掲げられている項目に沿ってまとめております。まず(1)子どもの生活と健康についてです。調査結果によると、小学生では、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、学校以外で居場所ができたことで生活の中で楽しみが増えたり、気軽に話せる大人が増えた場合もあり、子どもの心身の発達において重要な場となっていることがうかがえます。また、小・中学生ともに生活困窮層は非生活困窮層に比べ、1人でいる割合が高くなっており、朝食の欠食や就寝時間が決まっていない子どもが多いなど、不規則な生活習慣になる傾向もうかがえます。これらの課題を放置すると、保護者の経済状況や孤立による養育力不足が児童虐待を引き起こす危険性を生むとともに、子どもの貧困の常態化につながっている状況が見られます。本市においても、要保護児童数など支援を要する児童が急増傾向にあり、また虐待種別においては、ネグレクトが全体の約半数を占め、子どもの養育や見守りが十分でない家庭が増加傾向にあります。

これらの課題を踏まえた対策としましては、枠内に記載をしておりますが、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる環境づくりとして、地域と連携し、多世代で交流でき、保護者以外で社会との接点になる居場所づくりが重要であり、また、子どもに対する学習面の支援だけでなく、子どもや保護者への適切な支援、サポートを行うことも重要です。さらに虐待のおそれを抱える子どもと家庭に対しては、その背景にある複雑に絡み合った様々な要因と課題を捉え、多面的に相談支援を行うことが重要と考えております。

次に(2)経済的支援についてです。調査結果によると、生活困窮層において家族が必要とする食料や衣服が買えなかったことがあった割合が約5割を占めるなど、生活に必要な物資の購入が困難な家庭も見られ、またひとり親の場合には、離婚相手と子どもの養育費についての取決めができておらず、離婚後の養育費を受け取っていない人が約5割となっております。

これらの課題を踏まえた対策といたしましては、引き続き経済的支援に関する制度の周知と利用を促進するとともに、全ての子どもが経済的理由により進学を諦めることがないように、奨学などの就学支援制度の活用の促進など、支援制度の周知を含めた進路指導等が必要と考えております。

33ページに変わりました、次に(3)子どもの学びについてでございます。調査結果によると、小学生、中学生ともに、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、学校の授業以外で勉強しない割合が高く、学校の授業以外の1日の勉強時間も少なくなっております。また、学校の授業が分からない割合も高くなっており、学力の面の課題が見受けられます。さらに、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、年齢が高くなるにつれ、学校で授業が分からないということが多く、成績も平均より低くなる傾向がうかがえます。また、生活困窮層は非生活困窮層に比べ、自己肯定感が低く、不安や孤独を感じながら友達など人とのコミュニケーションを避ける傾向がうかがえます。

これらの課題を踏まえた対策としては枠内に記載していますように、生活困窮層における子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの希望を尊重しながら、学校における適切な学習支援を基本に、家庭の金銭的な理由で塾等に通えない子どもたちにそれらの機会が得られるように支援することが必要です。また、学校教育における自己肯定感の向上に向けた支援や様々な地域で多様な交流の場の提供等を通じて、貧困の状態にある子どもを支援していく必要があると考えております。

最後に（４）保護者の就労状況についてです。調査結果によると、保護者の就労状況では、困窮層は非生活困窮層に比べて、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低く、また、自らの病気や障害が原因で就労していない割合が高くなっております。

これらの課題を踏まえた対策としては、働きたくても働けない保護者が就労するためには、生活の不安を解消し、日常生活の安定にどのようにつながっていくのが重要であり、保護者が家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と家庭の両立ができ、ゆとりを持って子どもに接する時間が持てるよう、保護者の安定した就労につながるための資格や技能習得に係る職業訓練受講やその支援制度の活用促進など、安心して子育て・保育に携わることのできる就労基盤を整えることも重要と考えております。

それではページをめくっていただきまして、34ページをお願いいたします。34ページから36ページにかけては、本計画の基本的な考え方を記載しております。まず、基本的理念でございますが、本計画は子どもの貧困対策を包括的に推進するため、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の「子どもの貧困対策に係る取組」として組み込まれるものです。そのため、基本理念も支援事業計画に掲げられる理念に準拠するものとし、子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口とします。

次に、子どもの貧困についてです。子どもの貧困の定義は、法や国の大綱においても明確には示されてはおりませんが、本市は一般的にイメージされる貧困、つまり家庭の経済的困窮、その他様々な要因により最低限度の衣食住も満たされていない状態にある【絶対的貧困】の世帯に加え、その人が住んでいる社会・時代において通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えていない、またはその機会が取り上げられている状態にある【相対的貧困】の世帯も対象に含め、子どものための施策を推進することとします。

次に、本計画に係る本市の基本的な考え方についてです。本市としては、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子ども及びその家庭を支援することが重要であり、常に子どもの安全の確保を念頭に置きつつ、子どもの利益を優先した支援を行っていくことが重要と考えております。第2章における本市の現状と課題、特に、要保護児童数など支援を要する児童が急増傾向にあることや、虐待種別においてもネグレクトが全体の約半数を占め、子どもの養育や見守りが十分でない家庭が増加傾向にあることは重要な課題として十分に認識し、本市として喫緊に取り組んでいきます。

次に、本計画の推進に伴う本市の目指す方向性についてです。子どもを取り巻く課題解決に向け、本市行政はもとより、国、府、学校現場、子ども・子育てに関する地域・社会のあらゆる団体、機関がその物的・人的資源を総動員して課題解決と、子どものサポートに全力を尽くすことを通じて貧困を断ち切り、全ての子どもに、国連の「子どもの権利条約」に掲げる4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障されるよう、特別な配慮・支援を社会のあらゆるセクターが行っていくべきものとの強い自覚を持って、保護者とともに子どもの育ちに立ち向かっていくこととします。

以上の基本理念に基づく本市の基本目標について2に記載しておりますとおり、子どもの貧困に関する課題を解決していくに当たり、行政のみならず、地域住民、市民活動団体、NPO等の関係機関・団体、企業等と協働して取り組んでいくことにより、「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口」の達成を目指します。目標達成に向けて、以下の4つの主要施策を記載しておりますが、ここで参

考資料としてつけておりました国の「子どもの貧困対策に関する大綱のポイント」、こちらを御覧いただけますでしょうか。子どもの貧困対策の推進に関する法律には、市町村は大綱及び都道府県計画を勘案して計画を定めるよう努めるものと規定されております。

資料の2ページをお願いいたします。こちらは大綱の概要となっておりますが、ローマ数字のⅣの部分を御覧ください。指標の改善に向けた重点施策として、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つが掲げられております。本市も計画の素案を策定するに当たり、この大綱に記載されている重点施策をベースとしつつ、計画素案の目標を策定いたしました。

資料の4ページをお願いいたします。ローマ数字のⅢ、子どもの貧困に関する指標でございますが、こちらは子どもの貧困に関する指標が掲載されており、こちらに掲載されている指標を参考に本市や府、国の指標というのを計画の中に記載をさせていただいております。

それでは、計画の素案に戻っていただきまして、35ページにお戻りください。基本目標を達成するための4つの主要施策として、まず(1)生活の安定のための支援として、子どもが健やかに成長できるよう関係機関が連携し、妊娠期から子どもが社会的に自立するまでの切れ目ない支援制度の整備に取り組みます。

次に(2)経済的支援として、経済的に厳しい状況が見られるひとり親家庭などの個々の家庭の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援に努めることとし、子育て支援や就学に係る自己負担の軽減を含む経済的支援に取り組むとともに、各種の支援制度を必要とする家庭が確実に享受できるよう取り組みます。

次にページをめくっていただきまして、(3)子どもの学びの支援として、全ての子どもが生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学ぶ意欲を持ち、自己肯定感を獲得しつつ、個々の発達段階や個性に応じて必要となる知識や能力を身につけられるよう、学校教育環境と個々に応じた学習支援体制の整備の実践に努めるとともに、体験活動の機会の提供などにも取り組みます。

最後に、(4)保護者の就労支援でございますが、保護者の安定的な就職につながる支援や資格取得に対する支援を行うとともに、働き方と子どもの関わり方に関する悩みに対応できるよう、ハローワークや大阪府の就業支援部門あるいは本市が設置している暮らしサポートセンターなど、あらゆる関係機関が連携した支援に取り組みます。

では、37ページをお願いいたします。こちらは計画の体系でございます。4つの基本目標を11の基本施策に分けております。まず、生活の安定のための支援は、妊産婦や乳幼児等のいる家庭への支援、子どもの居場所づくり、子どもの自立支援、及び生活の安定を図るための支援の充実の4つ。経済的支援は、各種制度の利用促進、子育て世帯への情報提供の2つ。子どもの学びの支援については、子ども一人一人の状況に応じた学びの支援、地域等における学びの支援、及び相談支援体制の充実の3つ。保護者の就労支援については、生活困窮者等への就労支援と、子育て支援事業の充実の2つにそれぞれ分け、それぞれの内容は38ページ以降に記載をしております。

ではページをめくっていただきまして、38ページをお願いいたします。ここからはこれらの基本施策について事業名、概要、施策の対象となるライフステージ、そして取組主体となる担当課を記載しております。施策の量が多くなっておりますので、各事業の概要は資料に記載させていただいている内容を御覧いただくとして説明は割愛させていただきます。

それでは、基本目標ごとの施策をピックアップして説明してまいります。(1)妊産婦や乳幼児等のいる家庭への支援については、助産制度による分娩費の支援や、乳幼児家庭全戸訪問指導、養育支援訪問事業。40ページに参りまして、子育て支援拠点事業や子どもに関する医療費助成、子どもに対する

食育などの15の施策を上げており、親の妊娠、出産期から育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活安定に資するための支援を多面的に実施いたします。

次に41ページ、(2)子どもの居場所づくりでございますが、子どもの見守り強化や市立児童センター、42ページに参りまして、もりぐち児童クラブ入会児童室、登録児童室など、5つの施策により子どもたちが放課後や学校休業日等を安心できる環境で過ごすことができる居場所の確保を図ります。また、子どもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう適切な遊びと生活の場を提供します。

次に42ページ、(3)子どもの自立支援でございます。こちらは中学生を対象としたキャリア教育の推進や義務教育終了後の子どもへの自立に向けた支援の推進などを通じて、子どもたちの社会的自立に向け、キャリア教育や就業・就学に関する相談などの支援を実施します。

43ページに参りまして次に、(4)生活の安定を図るための支援の充実でございます。生活困窮者自立支援制度や生活保護制度など、5つの支援を通じて生活困窮者等の支援を必要とする人に対して、生活の安定を図るため、専門機関等との連携の推進に取り組みます。

44ページをお願いいたします。次に、基本目標2、経済的支援でございます。まず(1)各種制度の利用促進でございます。就学費援助制度や児童手当、児童扶養手当やひとり親医療費助成制度により、就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、経済的な支援を図ります。

45ページに参りまして、次に(2)子育て世帯への情報提供でございます。困難を抱える子ども・家庭へ経済的支援等の各種制度の情報提供に当たっては、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、困難を抱える子ども・家庭へ必要な支援情報が行き届きやすい体制づくりに努めます。具体的な施策としては、子育て情報誌の配布に加え、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを交付し、大阪府母子家庭誌等就業自立支援センターや養育費相談支援センター等における養育費に関する相談支援等の利用を促進します。

次に、基本目標3、子どもの学びの支援でございます。まず(1)子ども一人一人の状況に応じた学びの支援として46ページに参りまして、教育相談や福祉体験、図書環境の充実と読み聞かせ、職場体験学習など、9つの施策の実施により支援の必要な子ども家庭に対し、迅速かつ適切な支援ができるよう一人一人に合った教育を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図ります。

47ページに参りまして次に、(2)地域等における学びの支援でございます。体験活動は子どもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び考える力などの生きる力を養うものとして期待されております。地域コーディネーターの活動支援など、7つの施策を通じて様々な体験活動の機会を提供し、子どもの体験不足の解消を図るとともに自己肯定感の向上を推進します。

48ページに参りまして次に、(3)相談支援体制の充実でございます。進学前相談や就学指導、教育相談など5つの施策を通じて、子どもの教育や進学等の相談支援の充実を図ります。

49ページに参りまして、基本目標4、保護者の就労支援でございます。まず(1)生活困窮者等への就労支援でございますが、ライフサポートセンター守口、母子・父子自立支援員による相談や母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給などの5つの施策を通じて、保護者の安定した就労につながる支援や、家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

50ページに参りまして次に、(2)子育て支援事業の充実でございます。平成29年度から実施しております幼児教育・保育の無償化や幼児教育・保育の確保、一時預かり事業や幼児保育事業の実施など9つの施策により、保護者が安定して就労できるよう子育て世帯の暮らしに必要な子育て、保育環境を整える施策の充実を図ります。

以上が基本施策となります。なお、こちらの基本施策につきましては、本日の会議の場で皆様の御意見を踏まえまして、今後加除していくことを想定しております。そのため、こちらに記載している全ての施策がこの段階で決定しているというわけではございませんのでよろしくお願ひいたします。

次、52ページをお願いいたします。本計画では、計画の進捗状況を測る際の指標として、国の大綱に示された指標を子どもの貧困に関する指標として設定します。また、大阪府と全国の数値についても、参考で記載しております。なお、本市のデータが示せないものについては、参考指標として横のバーで示しております。

それではページをめくっていただきまして、最後の56ページをお願いいたします。計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要と考えております。計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「守口市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

最後となりましたが、この計画素案には現在つけておりませんが、最終的にはこの巻末にアンケートの詳細データや用語集を掲載する予定としております。

説明が長くなりましたけども、以上で計画素案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長 どうも御説明をありがとうございました。

それでは、次回の答申の取りまとめに向けて、計画内容やそれに付帯する意見などについて、委員の皆様様の御意見を賜りたいと思います。章立てで構成されているので、第1章から順番にそれぞれ、第3章と4章がどうしても一緒かなと思うのですが、各章ごとに御意見をいただきたいと思います。

まずは、最初の3ページまで、「計画策定に当たって」の最初のこの文章、そこについて御意見がありましたらお願いします。

○委員 すみません。統計データから見た現状の1が令和2年から令和3年にかけて人口比率が上がっているのですね、年少人口割合が。ところが2のほうでは下がっているのですが、国勢調査と住民基本台帳との差だと言われたらそうなのでしょうけど、実際にこれが上がっていると下がっていると意味合いがかなり変わってくると思うのですが、これは具体的にはどうなのでしょうね。

○事務局 委員の指摘の部分でございますが、結論から申し上げますと、おっしゃったように持つてくるデータが違うというその部分だけが理由となりますので、一方は住民基本台帳のデータ、一方は国勢調査のデータを持つてきてそれぞれ集計した結果、この出方になり、伸びが下がるとどちらか上がるというのになら変わってきたという状況です。

○委員 だとすれば市が把握している住民基本台帳をベースで考えたほうが良いということですか。

○事務局 第2章の統計データ1につきましては、住民基本台帳で平成29年度から毎年の動きになっております。データ2の年少人口割合については国勢調査でございますので、5年単位の推移でございます。どちらを優先というわけではございませんけれども、直近のデータを見ていただければ1ですし、長期での推移を見ていただくのでしたら2になってくるということで見ただけであればと考えております。

○委員 基本的に10.8と11.01という比率の数字の差が結構あるので、ちょっと正直迷っています。令和2年の数字がね。

○会長 そのあたりは事務局としては元データが違うとしか、ということよろしいですかね。

○事務局 統計上の数字がこういう形になっておりますので、実際この出所が違うというところで若干差が生じているということになります。以上でございます。

○委員　私が1つ思うところで、今回の質問の内容には関連するのですが、21ページの何でも相談できる場所というところで、それぞれ小学生・中学生に聞き取りをしているのですけれども、これはやはり貧困対策については、それをすぐに気づいてあげられる体制づくりが重要だと思うのですけれども、この質問の内容が、電話やネットの相談を含むということで「利用したことがある」というところが6.5%で、非生活困窮層でも5%ということで非常に割合が低くなっているということと、下の中学生も生活困窮層のほうで2.6%、非生活困窮層で3.7%ということで、生活困窮層のほうはむしろ「利用したことがある」というパーセンテージが低くなっていて、なかなかこの実態からいくと、どこに相談をすればいいのかなということで、またクラスの担任の先生なのかスクールカウンセラーとかがありますけれども、あとの章になっていきますけれども、あとスクールソーシャルワーカーなんかはそういう役割を果たすのかなと思うのですけれども、この質問が主にこの電話やネット相談を含むと書いてあるのですけど、これはそういう相談をしたことがあるかって利用したことがあるかどうかということなので、基本電話やネットの相談を含むということで、対象が何なのか私の把握ができていないのかもしれないのですけれども、これはどこに相談、何でも相談できる場所というのは何を指すのかなというのが質問なのですけれども。

○事務局　アンケート自体はこのアンケートの結果にございますように、電話やネットの相談を含むという形で書いておるのですけれども、そのアンケートの中に、実際にアンケートの最後のページとかに一応相談できる窓口という形で、学校の先生だったりスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに相談してくださいという形の御案内をアンケートにもつけておまして、それに加え、もし悩みや不安があれば本市の子育て世代生活支援センターだったりとか、守口の教育センターや国や府が設けています相談センター、相談ダイヤル、こちらを掲載して、こちらのほうに相談することができますよという形で御案内を付けて、各児童生徒にアンケートを配付させていただいているという状況でございます。

○委員　ありがとうございます。今説明いただいた内容であれば、電話やネットの相談だけではなくて先生であるとかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとかそういうのも対象になっているというのであれば、この回答率自体が40%台だということでしたけれども、それぐらいの低い率でしか相談がかかっていないということがここから見て分かるのかなと思うのですね。だからそういう体制づくりというのは本当に今先ほど言われたように、教育センターであったりとか、いろいろばらけているというのか、実際にすぐにそれをどこに相談したらいいのかなというところが定まりにくいのかなということもこの数値から考えられるので、また後ほど第4章にはかかってくるころでもあるのですけれども、そこでまた意見を申し上げたいと思うのですけれども、この低さが少なくとも10%以上というかもっと数が上がってきてもいいのかなと、これぐらい低いんだというのが実際の実感なのですけれども。

○会長　ありがとうございます。これはまた4章で議論させていただければと思います。
ほかはありますか。

○委員　このアンケートのコメントに多い少ないとかというのもあるのですけど、これは有意差検定はされているのでしょうか。それの上でのコメントなのか、有意差はどうなっているのか、例えば保護者等の生活状況についてのところで、父親のところなんかは無回答が43.8%の状況で比率を出しておられるのですけれども、これで何か意味があるのかなという気がします。無回答を除いて比率を出して、どこ選択肢に対して選択が多いというような形で有意差を出さないちょっと分かりにくいかなという気はします。全体的なアンケートの部分についてなのですけど、もし有意差の検定があるのであれば、ぜひそれも出していただいたほうがいいかなと思います。

○事務局 委員がおっしゃった御意見はごもっともですので、そこは無回答の部分を除いて、あくまで有効回答のみで割合を出すことも可能ですので、そのあたりも含めてまた修正案等を検討していきたいと思えます。

○委員 そもそも生活困窮層の回答者数が31とかなので、それがばらけたときに十何ぼ幾つずつの度数になるのですね。その場合に有意差検定をしたときに、本当にその意味があるのかどうかというのを統計の専門家にまず確認していただいてから行ったほうがいいのではないかなというの思えます。以上です。

○事務局 貴重な御意見をありがとうございます。御意見を踏まえて検討していきたいと思えます。

○委員 すみません、続けてよろしいでしょうか。

大体のところが生活困窮層がやはり苦しんでいるよというデータを出してくださっているような気はするのですが、例えば就寝時間が決まっているとかで、「決まっている」としっかりと答えたのは41.何%、ちょっと今度数をちゃんと見ていませんけど、大分生活困窮層のほうがしっかりと就寝時間を決めてやっていらっしやったりもしたのですね。やはり基本的な生活習慣というのが乱れているというふうに言われやすいので、各お母さんとかお父さんとかが非常に頑張って目に見えやすいところをしっかりとやらないとまた何か言われるというので、結構ちゃんと圧を感じながらやっている方々もいらっしやるので、でも一方でももちろんそうじゃない保護者さんもいらっしやるのですけれども、データとしてもしちゃんとやっているところが見えたものに関しては、ちゃんとそれを書き込んで、実は頑張っているんですよといったことも伝えたほうがいい場面もあるかとは思えます。

それからこのアンケートで気になったのは、子どものところで不安とか眠れないとか、ちょっとネガティブな感じのところでは、非生活困窮層の方々が結構たくさん「そうである」と答えているところもあって、恐らく有意差が出るかどうかといったら出ないような状況とか、非生活困窮層の子どもさんのほうが多い不安を掲げていらっしやる項目も幾つか見受けられました。この貧困のアンケートを取る意味というのは、貧困状態にある子どもがどういう状態なのかというのももちろんなのですけれども、それと比較対象とすることで全体の子どもがこれだけ苦しんでいるのかというのを見取ることも非常に大きな意味のあることですので、そういうところもしよければピックアップしていただいた上で、支援策というのを全ての子どものウェルビーイングに対してどういうふうに立てていくのかというのを考えるのも1つだと思えます。以上です。

○事務局 今委員がおっしゃった部分で、確かに非生活困窮層でも一定、質問がネガティブな質問な部分もあるのですが、例えば16ページ、17ページにあります自分自身のことについてのところの回答の中でも、非生活困窮層でも「当てはまる」というのが多くなっている部分がやはりございます。ですので、おっしゃっていただいた御意見を踏まえ、生活困窮層のみではなくて全体的な子どもに対する支援、市として何ができるかというところもアンケート結果を踏まえてもう少し分析した上で検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。数字の中で見るとちょっと逆転しているのかなというようにところもありますし、あと逆に言うと、生活困窮層だからこそ何らかの圧でしなきゃならないということで一生懸命にやっちゃっている部分というの、もしかしたらあるのかなというのを一方で思いました。ほか、この部分でいかがでしょうか、第2章で。

○委員 貧困対策の推進計画って令和5年度と令和6年度で行われるということなのですからけれども、アンケートというのはこの1回だけでしょうか。

それとアンケートの結果が、先ほど委員もおっしゃられていたのですけれども、少ない集計の中でのアンケートなので、やはり貧困の世帯の意見をもうちょっと吸い上げたほうがいいのではないかなというのと、就寝時間が決まっているというので、アンケートの質問の仕方が、「決まっている」という大

きな項目じゃないですか、だからこども園などでもやはり貧困の世帯っておられるのですけれども、就寝時間って確かに決まっていますのですけど、例えば毎日12時に寝ているとか決まっている時間が頑張っておられる保護者の方ももちろんおられると思うのですけど、明らかに遅い、毎日12時に寝ている、それも就寝時間が決まっているに入ってしまうのか、そうするとやはり朝の目覚めが悪く、学校なんかだと授業に集中できないとかというよくないスパイラルに陥っちゃうのかなと思うので、質問の仕方もう少し変えてみるのもありなのかなと、もし今後取られるのであれば。

それとアンケートの取り方というのが郵送だったので、もっと回収率を上げられるような方法というのはないのかなと感じました。

○事務局 委員がおっしゃった御意見の部分に関して御回答いたしますけれども、まずアンケートについては、今回の令和6年度までの計画については今のところアンケートはこの1回で考えております。ただ今おっしゃったように、アンケートが返ってきていない60%層の部分の意見をまずどう吸い上げるかというのは、もちろん課題として我々も認識していますので、その辺の部分というところはもうちょっと検討していきたいと思っております。あと、アンケートの回収率も今回は郵送配付・郵送回収でしたので、40%程度の回収率になってしまったと。そこは国の資料等から見ますと、学校配付・学校回収という形にするともう少し数字は高くなるというような分析結果もございますので、次回の第3期の子ども・子育て支援事業計画をつくる時に、この貧困の部分もまたアンケートを実施することになりますけれども、その際にはより回収率を上げるには、どういうやり方がいいのかというのは、今回の結果を踏まえて次回検討していきたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。以上でよろしいですかね。

ほかありますか、第2章に関しまして。では、2章で大体このところは出ましたかね。

では次、3章ということなのですが、これは3章独自ですするよりも4章も含めてのほうがいいかなと思いますので、3章で大まかな基本的な考え方を出していると思いますので、それと4章、具体的な政策のところ、3章、4章ということで御意見をいただければと思います。いかがでしょう。

○委員 先ほどの意見とも関連するのですが、私も早期に気づいてあげること、そういう体制づくりが大切だということは意見したのですが、46ページとかの教育相談の部分とか、どういうふうにして子ども発信といいますか、小学生・中学生も含めて貧困について相談ができたりとか悩みを打ち明けられたりができるかということが大事だと思うのですが、そこに書かれている専門員とかのところは全てスクールカウンセラーということになっていまして、48ページも3番のところは教育相談のところは、スクールカウンセラーによる児童相談ということで、これは自治体によっては先ほど言いましたように、スクールソーシャルワーカーのほうを置いて2本立てでやっているところもあると思うのですが、これは守口の方針としてスクールカウンセラーというのはどちらかと言うと心理的なのか心の悩みの相談を打ち明けたりとか、それに対応していくという形になると思うのですが、やはり福祉面での環境を整えてサポートしていくという意味では、スクールソーシャルワーカーも必要になってくるのではないかなと思うのですが、これはあえてここに記載されていないというのは現状そういう対応になっているということなのではないでしょうか、その部分をお願いします。

○事務局 今の委員からの御意見の部分でございますけれども、このスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、こちらに関しては市内の全ての小学校・中学校において、児童から要望があれば配備することが可能な状況というふうには聞いております。

○委員 これはいろいろと人員の配置について、なかなか足りていないとかそういうところも言われる内容だと思うのですが、今言われる要望があれば配置できるというのと、常にそれができるというのはまた違ってくると思うので、ここには文言がスクールソーシャルワーカーが入っていませんので、そういうところでの体制をまず整えると、乳児とか幼児はもちろん自分のほうからそういう言葉を上げ

たりとか、困っていますというのはなかなか拙い部分があってまだ難しいと思いますので、そこに従事する保育従事者の役割であるとか、保育教諭とか教員の役割というのは本当に気づきという意味では重要になってくると思うのですが、小学生・中学生になってくれば、そういう自分からの発信がすぐに行えるような体制はやはりつくっていく必要があると思うので、今要望があればというところは分かるのですが、常にそういう状況にあるのかとか、小学校に全て配置していくことも必要ではないかなと思います。スクールソーシャルワーカーについては、そのあたりをお願いします。

○事務局 スクールソーシャルワーカーにつきましては、後で出てくる指標の中にも全ての学校においても実績はございます。実際にスクールソーシャルワーカーについては、今後どのような形で実際に取り組んでいくかにつきましては関係部局としっかりと調整をして書き込んで方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

○委員 今スクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーのお話があったと思うのですが、スクールカウンセラーについては今中学校区に1名ついていて、週に1回中学校区に配置されています。それが小学校に月に1回ぐらい回ってきてくださったりする状況ではあります。スクールソーシャルワーカーについても現在2週間に1回程度市がつけてくださって、実際に小学校のほうにも2週間に1回6時間なのですけど来ていただいている状況です。学校では今スクールカウンセラーでも気づいた子については相談できるよという形で保護者のほうにお話も入れてスクールカウンセラーさんにつなげたりであるとか、福祉面でやはり相談を上げていったほうが良いなという部分に関しては、学校からスクールソーシャルワーカーに相談をして、いろいろと調べてもらってそれを学校から提供したりであるとか、直接相談できますよという形で御紹介したりとかはしているのですが、やはり子どもがいつでも相談できる体制というのは、小学校に常駐したスクールカウンセラーさんを配置していただけるのが一番よりよいのではないかなというふうには考えています。

○会長 ありがとうございます。だから巡回を含めて100%ではあるのですが、そこまで現場としては十分ではないという感じですかね。

○委員 ありがとうございます。詳細についてどういう状況で配備されているかというのはおっしゃっていただいたのでよく分かったのですが、私も先ほどのアンケートの結果が、あまりにも「相談している」というパーセンテージが低いので、やはりそれがやりやすい体制というのは本当に大事だと思うのです。ですからもちろん予算のことであるとか人員の配置にかかる費用、そこがネックになってくるのかと思いますけど、やはりこの対策としてそこは推進していくべきとか、いわゆる今委員がおっしゃられたように、常時すぐに相談できたりとか、この人に言えば解決につなげていってもらえるんだというような、そういう体制づくりというのは本当に重要かと思っています。お願いします。

○事務局 先ほどもお話ししたとおり、関係部局としっかりと調整してまいりたいと思います。

○委員 基本目標の子どもの学びの支援のところだけ今重点的に見ているのですが、この中でほとんどが小学校・中学校を対象にしたことが書かれているのですが、基本的に子どもたちが成長していく中で自尊感情とか自己肯定感とかというのがベースにないと多分学力についても伸びていかなのだろうなと思っています。そういう意味で乳幼児教育の部分がここに入ってこないというのはちょっと気になっています。今の学習指導要領でも、乳幼児期の遊びを通じた主体的な学びが小学校につながるというふうになっているので、そういう意味では基本的な学力のベースになるのは乳幼児期に育てていると思っています。もちろん私の仕事が乳幼児教育なのでなおさらですが、それとエモーションナルコントロール（感情の抑制）の力が一番育つのが3歳児ぐらいで、それを過ぎると落ちてくるということは、自尊感情とかというのは3歳児から4、5歳児、このピークの前後できっちりと育てていくことを考えていかないと、後の学力のところとつながっていかないのではないかなと正直思っ

います。そういう意味で何らかの形でここに乳幼児期の遊びの重要性をちょっと考える必要があるのかなと思います。

それと広島県の教育委員会がやった調査の中で、文章が読めない子どもたち、この話も前に入れていますがけれども、ベースにあるのはイメージをつくれな、力が弱い、そのためにはいろいろな本を読むこととか、あるいは家庭環境の中で本に親しむ機会をつくるとかというのが大事だと言われているのですね。それは小学校の2年から5年だったか6年生だったかの学力の調査、どこでつまづいているかの調査なので、言わばそれまでの段階でのイメージ力をつくるとか発想を育てるなど、持っている力への刺激を大事にしていけないといけないと考えていますので、そういう意味では学力の向上というところとおこがましいですけど、そのベースにあるものを育てるといことがないと、学びの支援にはつながっていかないのではないかなとは思っています。以上です。

○事務局　今委員から御意見がございました内容につきましては、乳幼児期の学習の部分につきましては、乳幼児に関する施策として基本目標1に列挙はしておりますが、その学びに着目した部分については、関係部局とも調整しながら盛り込めるかどうかと調整、検討していきたいと思っております。

○会長　このあたりはとても重要なところかと思うのですね。学力というと小学校以上のテストで測れるような学力というふうに思われがちなのですが、いろいろな本当に海外の研究なんかで言うと、本当は幼児教育のときに養われるような認知的能力ではない非認知的能力なんていうのは、本当に今保育系のところでは研修とかでよく言われているところで、逆にこういった貧困対策として福祉的な側面ではそういった狭義の学力ではないところ、生きる力のようなところ、そこを入れていくというのは非常に重要なところかなと思いますので、どうしても最初のところを書いてある幼児教育のところとはちょっと違った学力につながるようなところをここと、ここに入れていくと、そのほうがいいのではないかなと僕も思っておりましたので、御検討をお願いします。

○委員　もう一言つけさせていただけますか。

子どもが自分でやりたいことをやって、それができる力が自分にあるんだと思うことで、いろいろな新しい場面にチャレンジしていくことができると思うのですね。今自分の置かれているしんどい環境を変えるためにどうしようかと、あるいはしんどい思いながらもやってみようとかという、そういうふうな力というのがない限り、もう今の状況で構わないと考える様になってくると、それこそ貧困の連鎖がどんどん続いていく、そういう意味では自立的に自分が動く力をやはり育てるといのが私は学力だと思っているのです。単に学校のテストの点だけではなくて、そのベースにあるものをぜひ大事にするような形、それは経済的なところにも結びついていきますし、いろいろな就労とかというところにも結びついていきますし、ぜひその部分を大事に扱っていただけたらなと思います。

○委員　やはりスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーにつなげていくのは、個人がまずそこにつなげていかないといけないので、だから小学生・中学生の支援情報を一覧表にして学校から支給してもらって、しっかりと個人がつなげられるような情報を提供していくというのが大事だと思います。

それと、子どもの遊びの意欲向上のためには、市で子どものサッカーとか野球のチームをつくって運動のほうから学ぶとか、学校で文化的な演劇を見にいくとかそういうことを推進していくのもいいかなと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。今2つ御意見をいただきましたけど、事務局はいかがでしょう。スクールカウンセラーとかが把握している情報の問題と、それとあと、そういった運動とかを通した非認知的能力を伸ばしていくというところだったと思いますがいかがでしょうか。

○事務局 今委員からございましたスクールソーシャルワーカーさん、スクールカウンセラーさん等の支援の一覧等の部分を情報提供するという部分については、それができるかどうかも含めて検討はしていきたいと思っております。

一方で、子どもの学びの中のスポーツを通じた学びとか、演劇の鑑賞とかというその辺の部分については、資料で言うと47ページの子どもの学びの地域等における学びの支援のところにおいて一定その施策として、芸術・伝統文化に触れる機会の提供とか、その下の青少年育成指導員の校区活動支援とかの中で現状の施策を記載しておりますが、この学びの支援のところにおいて具体的にもう少し盛り込んでいけるかどうかも含めて、また検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○会長 どうもありがとうございました。ちょうど貧困ということ言えば、そのあたりに結構差が出てきますので、そういったいろいろな多様な経験が、経験そのものが貧困になっていくということは、経済的に貧困になっていくということがあると思うので、そのあたりもかなり力を入れてもらえればなというふうに思います。ほか、いかがでしょうか。

○委員 まず施策を見させていただいた中で、地域のコーディネーターを配置するというところがあったのですが、全体的にアウトリーチをどうしていくのかということももしかしたら少ないかなと思います。貧困状態にある御家庭とか子どもさんというのは、自分から相談に行くとか自分から何かを受けるとか講習を受けるとかということは本当に難しいのですね。こちらからどういうふうにアウトリーチしていくのか、そのための人をどう配置するのかということも非常に大事で、それは先ほどのスクールソーシャルワーカーも一緒なのですが、コミュニティーソーシャルワーカーさんなんかも取り入れながら、どういうふうに各家庭にこっちの行政側が手を伸ばしていけるのかということの施策というところをもう少し考えてもいいかなと思います。

その1つとしては教員配置も非常に重要で、やはり加配で授業担当を持たずにそういった子どもたちを担当することができる学校というのは、やはり子どもの不登校が少なくなりますし、学校で居心地よく過ごすことができる場合も多いですので、これはこの会議では無理かもしれないですが、教員配置の必要性を訴えてもいいと思います。

それから先ほどから出ているとおり、やはり学力のもとには温かくて安心していられるような関係づくりとか、学校の居場所としての機能というものが非常に重要になって、そのためには安心して学習に参加することができる仕組みを学校の中でどう整えるのかということが非常に重要です。それはカリキュラムづくりとか、例えば持ち物を持ってこられない子どもたちに全て持ち物も学校で準備して必ず学習に参加できるようにするとか、あと宿題を学校ですることができるようにするとか、あるいは学習支援教室ですることができるようにするとか、そういった配慮というもの、あるいは仕組みが非常に重要になってきます。そのあたりのことがあまり出ていない状況かなと思います。その1つとして心の教育なんかも言われているのですが、道徳教育学会の中ではもう心の教育はやはりちょっと古くて、心を育てるって守口市の教育大綱にも書かれているのですが、人の心を育てて評価するということはもう古い発想であって、心というものを他者がいじるとか何かするというよりは、道徳教育のほうでは議論して考える道徳教育と言われていて、それよりも温かな雰囲気の中で子どもがいかに感じていくのか、どういうふうに居心地よくやっていけるのか、その結果としてどういうふうに自己肯定感を育てられるのかといったふうに各自治体結構もう教育目標とかも変えてきているので、ここはそれと連動するようになってそれを変えられないかもしれないですが、心の教育の充実みたいなものを簡単にぽんと出すのは私の一人としてですけれども、もうちょっと時代錯誤になりつつあるかなというふうには思います。

先ほどの宿題をしてあげることができるとか、あるいはきれいに体を洗ってあげることができるとか、そういう面を考えても学習支援とか子ども食堂とかシェルター機能をどう整えるのかといった部分書かれていない気がしたのですね。書かれていたら申し訳ありません。そのあたりの支援政策というのも、

ほかの自治体では結構重視しているところもあるので、もし書かれていなければお願いしたいと思いません。以上です。

○会長 どうもありがとうございます。そのあたりかなり重要なポイントを言っていただいたと思うのですが、事務局、いかがでしょう。委員にちょっと関わったところですかね、では委員に言っていて事務局をお願いします。

○委員 あとやはり財源がどこから持ってくるかというのがすごく重要やと思うのですが、やはりある程度所得がある人からは全てを無料にするのではなくて、ある程度保育園とかそのほかのものを提供してもらうというのはこれからとても大事になってくるような気がします。

○会長 そうですね、可能にするための財源の問題というのもね。いかがでしょうか、そのあたりも総合して、事務局、なかなかすぐに答えにくいところも多いかと思うのですが方向性として。

○事務局 先ほどの委員の御意見でございますけれども、これまで守口市におきましては、あらゆる行財政改革を進めてきた結果として代表で出たのが幼児教育の完全無償化というのを実現させていただいてございまして。委員がおっしゃるとおり、所得に応じた自己負担の在り方というのはそれぞれあらゆる制度でもそれぞれの考え方でされているわけでございますけれども、今後の子育て支援のさらなる充実に向けては、新たな改革とセットで適時財源を確保しながら極力市民の皆様の負担増にはならないようにというのが基本で今までも進んできておりますので、そこはぶれずにやっていきたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございます。どうでしょう、委員の御意見について。

○事務局 委員から御指摘をいただきました。確かにアウトリーチ型というのは今年度からモデル的にはないのですが、NPOさん、民間の活力を使わせていただきましてアウトリーチ型の家庭支援ということで第一歩を守口も踏み出したところでございます。まだまだ本事業は初年度でございますので次年度以降、様々な価値といいますか、事業の拡充についても検討の余地はあって思っております。そこらあたりの強化については引き続き取り組んでいきたいと思っております。先ほどからおっしゃっていただいている今現行示させていただいている素案の足りないところにつきましては、教育委員会でありますとか事務局を連携させていただいて、よりよいものになるように補強に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○会長 本当に1歩進んだ支援の在り方とか、結構近隣市でも貧困に関してはかなり突っ込んでやっているところもあるので、そこはそこで大変なところもいろいろあるかとは思いますが、そういうのも参考にしながら、もうちょっとプラスして入れていってもいいのかなというふうには思いました。

ほかどうでしょう、時間もあともう少しですので、もちろん5のほうでもいいので5も含めまして、5は数字のところだと思いますけど5も含めて3、4のところ等を一緒に御意見をいただければと思います。基本的に会議の中で御意見をいただいてということで、次は本当に答申案が出てきてしまうので、もし何かありましたらもうここで言ってしまったほうが反映されますのでお願いします。

○委員 いろいろと今方策とか施策についても御意見が出ているのですが、もう一つ重要な部分として、子どもの貧困に関する改善状況というのですかね、やはり虐待もそうなのですがモニタリングがあって、それをずっと追跡して改善されてきているのかどうかということフィードバックしてもらったりとか、各施設が情報をいただいてそれを把握できるとかそういうことも重要な部分だと思いますが、まだそういう部分においては例えばこども園もそうなのですが、小さいお子さんをお持ちのところ、そういう状況にあるところであれば、なかなかそういう情報発信もそうなんですけど受取りということもプライバシーのことであるとかいろいろな部分があるかと思うのですが、難しさがある、改善されてきているのかどうかということがなかなか見えにくい、そういう状況もあると思

うのですね。そこでしっかりと指標というか効果等を検証できるということも必要かなと思いますので、そういう仕組みが実際にあるのかどうか。虐待で言えば目で見て分かるとかいろいろな部分で通報義務とかがあって追跡の部分ではできてきているかなと思うのですが、この貧困対策についてはここにも書かれていますように、法的な国の指標というかそういうところが特に定まっているわけでないということで難しいと思うのですが、そういう改善情報の把握というところでどうなのでしょう、そこについて教えていただきたいのですが。

○事務局 委員からございました貧困の状況の改善状況の把握なのですが、計画の素案の52ページ以降に書かれている第5章の指標、こちらが守口市の数字、拾える部分だけなのですが1番からずっと36番まで項目があって、そこで指標というのを一定直近値を定めております。こちらについてまた改めて56ページに計画の進行管理と記載しておりますけれども、この指標の部分につきましては、年度ごと、点検・評価等を行いまして、数字が実際に改善しているかどうかというところを追いかけて進捗管理をしながら、またこの子ども・子育て会議の場におきまして点検・評価していただいて対策を実施していくという形を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員 今言っていたような情報とかデータがそれぞれの小学校があれば小学校とか、教育保育施設であれば教育保育施設に、そういうところがフィードバックされて状況がどうなっているのかなというのはやはり連携をしっかりと図れるような、そういうシステムが大事なかなと思います。ありがとうございます。

○会長 結構数字の解釈って難しく、要保護児童数が結構増えている、これは逆に言えばしっかりと把握しているという見方もこれはできますので、就学援助の認定数も情報がしっかりと行っているとも言えるので、そのあたりは悪くなっているのかよくなっているのかとかというのは難しい数字も多いかと思うのですが、本当にPDCAサイクルを回してしっかりと把握しながら進めていってもらえればなというふうに思います。

ほかに何か、若干時間がありますので、1人、2人何かありましたらいただければと思いますがどうでしょうか。

(その他意見なし)

○会長 特にないですかね、大丈夫ですかね。

期間も短かったので、土日に読み込めなかった場合はまた意見が出てくるかもしれませんので、26日までまた質疑の受け付けをされるということですので、何かありましたらメールでお願いします。それを含めまして、本日委員の皆様から出されました意見や質疑内容も踏まえて、次回の会議では子ども・子育て会議としての答申内容として固めたいと考えております。

次回の会議で委員の皆さんにお示しするとして内容・構成などについては一旦私に御一任いただき、事務局と調整しながら作成していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

御異議等ある方は、挙手カードをお示し願います。

(異議なし)

○会長 特に異議はないですかね。

では、異議がないようですのでその形で進めさせていただきます。

なお、質問はこの会議以降であっても26日まで受け付けるということなので、本日以降新たに質問等がございましたら、事務局まで質問票を御送付ください。

事務局においては、これまで同様、委員から提出のあった意見を取りまとめ、考え方を付し、回答を速やかにメールで全委員に送付いただきたいと思います。

それでは、最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 事務連絡をさせていただきます。

本日は各委員の皆様にはお忙しい中会議に御参加いただき、また貴重な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。次回の会議につきましては、11月上旬ごろに開催させていただきまして、開催方法は本日と同様にウェブ会議とさせていただきます。なお、日程につきましては現在委員の皆様の御予定を照会中でありますので、調整でき次第速やかに御連絡させていただきます。

今回の会議につきましては、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し及び貧困対策推進計画に係る諮問に対する答申の取りまとめを予定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではありますが、会議への御出席と忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。事務連絡につきましては以上でございます。

○会長　　どうもありがとうございます。

それでは、これで本日の案件は終了いたしました。本日の会議録の署名委員は、森委員と横山委員になりますのでよろしくお願いいたします。

会議はこれにて閉会いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉会　午前11時51分